

4月1日から、 公共下水道の運営にコンセッション方式を導入します

公共下水道（東部処理区）の処理場（東部浄化センター）、ポンプ場（金田中継センター）および汚水管路施設の運営について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、コンセッション方式を導入します。

東部浄化センター



コンセッション方式ってなに？

市が施設の所有権を持ったまま、民間事業者に施設の運営権を設定し、長期間、運営を委ねる事業の方式です。



なぜコンセッション方式を導入するの？

市は、公共下水道事業を運営していく上で、施設の老朽化に伴う点検・更新に係る費用の増大や、人口減少による下水道使用料収入の減少などといった課題を抱えています。



検討の結果、民間事業者の経営の手法などを効果的に取り込むことで、市の財政負担の軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化などが見込まれることから、コンセッション方式の導入を決めました。

具体的には、4月1日から20年間をコンセッション方式の事業期間とし、三浦下水道コンセッション株式会社に施設の運営を委ねます。



コンセッション方式の導入で支払う金額は変わるの？



公共下水道を使用される皆さんには、4月1日から下水道使用料の一部を「下水道利用料金」という名称でお支払いいただくことになります。

「下水道利用料金」は、民間事業者に支払うもので、施設を運営するために必要な財源となります。市が民間事業者に代わり徴収しますので、これまでとお支払いの方法は変わらず、新たな手続きも必要ありません。また、お支払いいただく金額も、汚水排除量が同じであれば、コンセッション方式導入前と変わりません。

«イメージ»	3月まで	>>	水道料金	+	下水道使用料
	4月から	>>	水道料金	+	下水道使用料 下水道利用料金

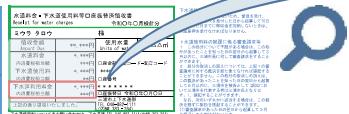


「水道使用量のお知らせ」などの記載はどうなるの？



「水道使用量のお知らせ」などの発行物については、4月から「下水道使用料」の下段に「下水道利用料金」が追加で記載されます。

«変更例» 水道使用量のお知らせ



請求予定期	Amount Due
水道料金	*, ***円
内消費税相当額	***円
下水道使用料	*, ***円
内消費税相当額	***円
下水道利用料金	*, ***円
内消費税相当額	***円

これからも、経費の削減や計画的な下水道施設の点検・更新を行いながら、公共下水道事業の経営健全化を図っていきますので、コンセッション方式の導入にご理解をお願いします。

コンセッション方式導入に係る公表資料については、市ホームページ（<https://www.city.miura.kanagawa.jp/soshiki/gesuidoka/126.html>）をご覧ください。



問合せ
下水道課（内線263）